

利用者負担額（保育料）の算定について



平成30年4月～8月までの利用者負担額は、児童の各扶養義務者の平成29年度の市町村民税額の合計額により、平成30年9月～平成31年3月までの利用者負担額は、児童の各扶養義務者の平成30年度の市町村民税額の合計額により、算定しますので、該当する年度の市町村民税の課税資料をもとに、以下の手順に沿って利用者負担額を算定してください。

手順① 市町村民税課税資料により所得割額を算定する。

(1) 会社員・公務員など勤務先で市民税全額を給与から差し引かれている方

「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」（給与天引きの方に勤務先から配布されます。）に記載されている**市民税額 税額控除前所得割額④**から**調整控除額（※）**を引いた金額で算定します。

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）														
所得	給与収入				主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①	課税標準	総所得③				市町村民税	税額控除前所得割額④		
	給与所得						山林所得					所得割額⑤		
	その他の所得計						分離短期譲渡					均等割額⑦		
所得控除	雑損				所得控除合計②	所得控除	分離長期譲渡			道府県民税	税額控除前所得割額④			
	医療費						株式等の譲渡					所得割額⑤		
	社会保険料						先物取引					均等割額⑦		
	小規模企業共済											特別徴収税額⑧		
生命保険料									控除不足額⑩					
地震保険料									既充当額⑪					
(摘要)											既納付額⑫			
											変更前税額⑬			
											増減額(⑬-⑫)			
											変更月		月	

※本通知では調整控除のみを確認することができません。なお、調整控除は合計課税所得金額が200万円以下の場合には（ア）人的控除の差の合計額、（イ）市民税・県民税の課税標準額のいずれか小さい額の5%であり、200万円超の場合は{人的控除の差の合計額－（市民税・県民税の課税標準額－200万円）}×5%となります。（この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。）

(2) 自営業など個人で市民税を納めている方

「市民税・県民税納税通知書 課税明細②」（個人で納税されている方に市役所税務課より送付されます。）に記載されている㉔**市民税所得割額**（総所得＋山林等＋分離課税＋株式等の譲渡＋上場株式等の配当＋先物取引）から㉕**調整控除額**を引いた金額で算定します。

平成29年度 市民税・県民税課税明細

所得金額 (円)	控除金額 (円)	区分	課税標準額 (円)	市民税額 (円)	県民税額 (円)
事業所得	雑損	① 雑所得			㉔
事業所得	区役費	分離短期			
不動産所得	社会保険料	分離長期			
配当・利子所得	小規模共済等	株式等			
給与所得	生命保険料	分離配当			
給与収入	地震保険料	先物取引			
雑所得	障・募・助	山林等			
年金収入	配当者	④ 算出所得割額計			
その他の雑所得	配偶者特別控除	⑤ 税額控除			
総合課税	扶養	うち調整控除			
一時所得	基礎控除	うち住宅控除			
	② 控除合計	うち寄付金控除			
① 総所得金額	本人該当一部当の場合*	⑥ 配当所得・株式等譲渡所得割額控除			
短期譲渡	短期譲渡所得	⑦ 所得割			
長期譲渡	長期譲渡所得	⑧ 均等割			
株式等	扶養親族該当区分	⑨ 合計額			
上場株配当	控除対象	合計年税額 (円)			
先物取引	控除対象	給与特別徴収税額 (円)			
山林所得	控除対象	年金特別徴収税額 (円)			
雑損損失	控除一、一親、二、老人	差引普通徴収税額 (円)			
喪葬の特例					

㉔ - ㉕ =
算定金額

利用者負担額を算定するための所得割においては、調整控除を除く税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）は適用されませんのでご注意ください。

手順② 算定した所得割額を利用者負担額表に当てはめる。

草津市利用者負担額表を参照し、手順①で算定した所得割額を当てはめてください。なお、所得割の課税がない等の場合は、該当する世帯を参照してください。

